

お客様 各位

ポジティブリスト制度(合成樹脂)改正における弊社製品対応のご案内

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて掲題の件、2025年6月1日からポジティブリスト制度(食品衛生法第18条第3項及び告示370号)が改正されます。弊社製品につきましては適合を確認しております。この機会に弊社製品をご活用頂き、衛生管理の一助として頂ければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

記

<ポジティブリスト制度とは>

容器包装ポジティブリスト制度とは、食品と接触する可能性のある食品用器具・容器包装について、安全性を評価し使用を認められた物質や使用可能な量などの条件をまとめた一覧表(ポジティブリスト)を作成し、それ以外の使用を原則禁止するという規制の仕組みです

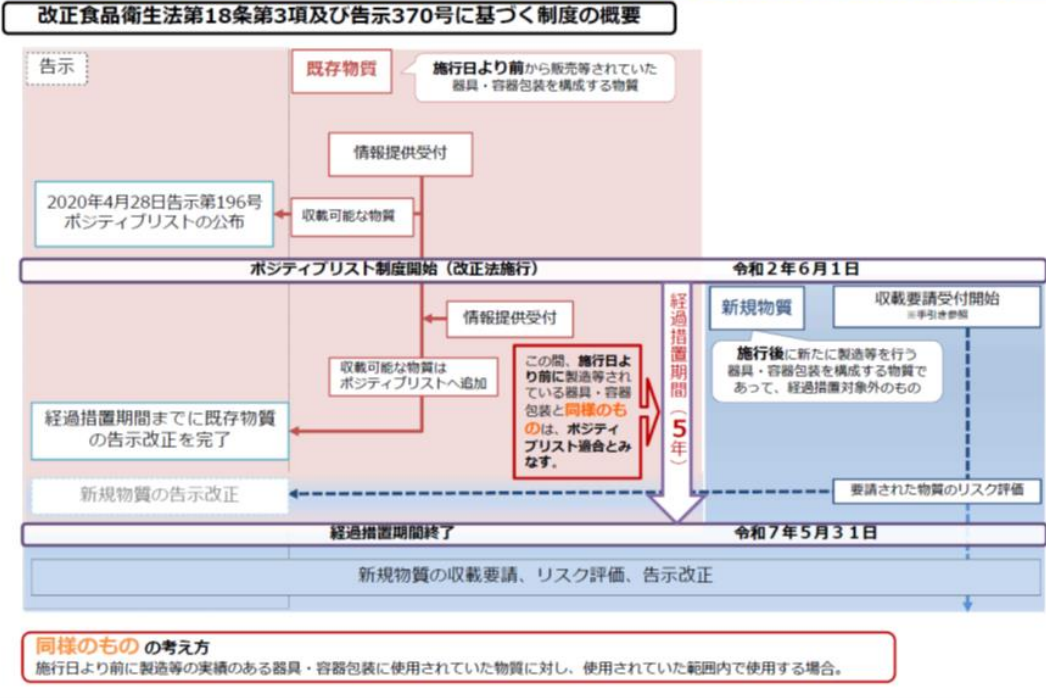
<皆様のお使いになっているまな板、米飯型物他は大丈夫でしょうか?>

弊社製品(まな板、米飯型物、取板、サポート品)はポジティブリスト適合証明書の発行が可能であり、お客様にとっての安心・安全をご提供できるものと考えております。現在ご使用中の製品を今一度ご確認頂き、ご不安な点などございましたらぜひ弊社までお問い合わせください。ご満足いただける製品をご提案いたします。

お問い合わせ先 住バテクノプラスチック株式会社 営業部

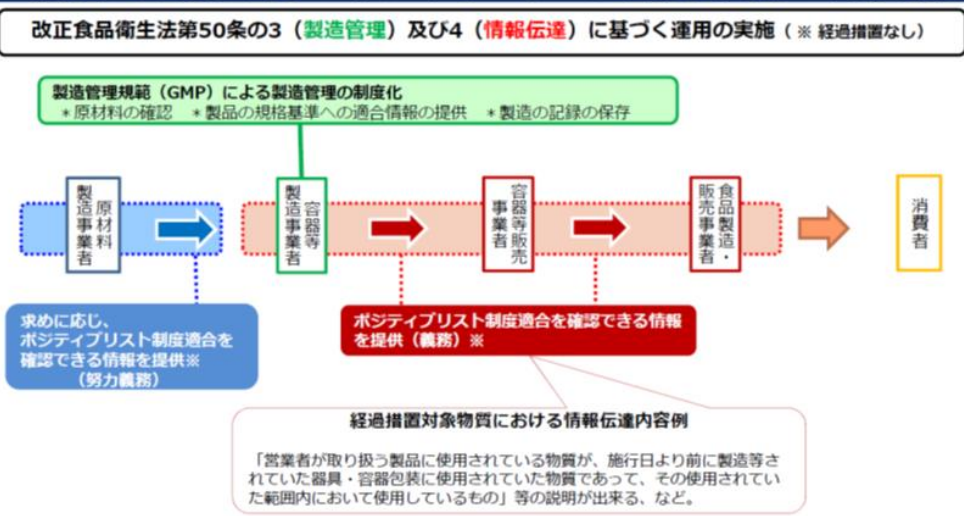
TEL 0495-77-4612

器具・容器包装のポジティブリスト制度(対象:合成樹脂)



※厚生労働省「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について」より引用

器具・容器包装のポジティブリスト制度(対象:合成樹脂)



※情報伝達の手段は特段定めませんが、事後的に確認できるものとする。⇒口頭のみはNG

以上